

指定給水装置工事事業者の申請について

提出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1：両面印刷すること）
2. 誓約書（様式第2）
（注：下記指定基準3.のいずれにも該当しない者であること）
3. 機械器具調書(並べて写真撮影し添付)（別表）
4. 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）
（1）給水装置工事主任技術者免状(賞状様式)の写し1部
（2）選任届出主任技術者の履歴書（顔写真付・一般履歴書で可）
5. 事業所の付近見取図
6. 法人の場合（1）定款
（2）登記事項証明書
個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

指定基準

1. 事業所ごとに、水道法第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
2. 次に定める機械器具を有する者であること。
（写真に撮って申請書に添付）
 - 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 四 水圧テストポンプ
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの